

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆東証・岡三証券アジア情報館共催 ETF セミナー開催のご案内

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 121

本年 7 月以降の課徴金納付命令勧告の概要について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 下畑 孝行

取引調査課長の下畑です。当課では、本年 7 月以降 10 月末までの間に、不正取引事案 6 件（違反行為者 6 名）について総額 4,981 万円の課徴金納付命令勧告を行いました。その内訳は、下記のとおり、相場操縦事案が 4 件（違反行為者 4 名）で課徴金総額 4,703 万円、内部者取引事案が 2 件（違反行為者 2 名）で課徴金総額 278 万円となっています。

今回は、相場操縦事案と内部者取引事案に大別し、事案の概要と特色等について、ご紹介させていただきます。

- ・ H26. 7. 29 TASAKI 株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140729-1.htm)
- ・ メディアクリエイト株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140729-2.htm)
- ・ H26. 9. 9 技研興業（株）役員による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140909-1.htm)
- ・ ホクシン株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140909-2.htm)
- ・ H26. 10. 10 夢の街創造委員会（株）社員からの情報受領者による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20141010-1.htm)
- ・ 川口化学工業株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20141010-2.htm)

【相場操縦事案 4 件の特色】

1. 違反行為者の属性等

今回の違反行為者はいずれも個人であり、このうち 1 名は相場操縦の対象となった上場会社の社員でしたが、他の 3 名はいずれも当該上場会社とは無関係の者でした。

2. 違反行為の概要

4 件の相場操縦事案のうち 2 件が見せ玉を用いたものであり、(1)安い値段で仕込みの買い付け、(2)最良買い気配以下の複数の価格帯に買い見せ玉を大量に発注、(3)他の投資家の高値の買い注文で株価が上昇した時点で(1)で買い付けた株を売却し利益を確定、(4)予め仕込んでいた株が売却できた時点で買い見せ玉を取り消す、といった方法であり、「デイトレーダー」2 名がこの方法により人為的に相場操縦行為を行っていました。

また、大量に保有する株式を信用取引の保証金代用有価証券として差し入れていたが、株価が大幅に下落したため保証金維持率が低下し、追加保証金の差し入れや建て玉の処分を求められていた会社役員が、これを回避するために相場操縦行為を行っていました。具体的には、直前の約定値を上回る高指値の買い注文を発注することにより、場に出ている売り注文を買い溜めしながら、予め発注していた高指値の自己の売り注文と対当させること等により株価を引き上げていました。

さらに、上場会社の社員が自社株を高指値の買い注文を連続して発注することにより株価を引き上げている状況が認められ、小規模とはいえ人為的な相場操縦行為を連続して行っている状況にあることが明らかであったことから、課徴金納付命令勧告を行ったところです。

この社員が勤務する上場会社は、株価下落に伴い時価総額が減少し、取引所市場一部に上場維持するために必要な時価総額（12 億円）を下回っていたため、市場二部への指定替え猶予期間に入っていました。

このため、当該社員の相場操縦行為により、当該上場会社の指定替えが回避できたのではないかと疑いでも調査を行いました。そうした事実は認められませんでした。

3. 受託証券会社の状況

証券会社は市場の公正性を確保するゲートキーパーとしての役割も担っており、受託した売買注文に不公正取引に該当するものがないかどうかを日常的に審査しています。今回、課徴金納付命令対象となった違反行為者の売買注文についても各証券会社において必要な審査が行われており、相場操縦等の疑いのある取引等が把握された場合には、注意喚起や取引停止処分等の措置が講じられていることが確認されています。

しかしながら、今回の違反行為者を見ると、問題指摘を受けた証券会社での取引は一時休止し、新たに別の証券会社の口座で相場操縦的な行為を反復継続しており、そこでも問題指摘を受けた場合には、別の証券会社に新たに開設した口座で同様の取引を反復継続している状況が複数認められています。当課では、このような取引形態が認められる投資家の把握に努めているところであり、問題が認められるものについては厳正な対応を行っているところです。

【内部者取引事案2件の特色】

1. 違反行為者の属性

今回の違反行為者2名の内訳をみると、会社関係者（上場会社の役員）が1名、会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者が1名となっています。

2. 違反行為の概要

会社関係者である上場会社役員は、自社の「業績予想の上方修正」が議題となった取締役会に出席し、当該業績修正の公表が行われることを認識した上で、取締役会終了直後に自社株の買付注文を発注していました。この取締役会では、売上高が直近の予想値を2割程度上回る見込みとなったことから業績予想を修正し公表したい旨が提案・了承されていたことから、当該役員は「この事実が公表されれば株価が上昇するだろう」などと考え、今回の違反行為に及んだものです。

また、第一次情報受領者は、出前フードの仲介サイトを運営していた上場会社の社員から資金調達に関する相談を受ける際に、当該上場会社が飲食店向けに焼酎の通信販売をしている会社を子会社化する旨の情報を伝達され、その直後に、当該上場会社株の買付注文を発注していたものです。子会社化される通信販売会社の売上高は当該上場会社の売上高を上回っていたことから、この情報は軽微基準には該当せず、公表直後の株価もストップ高となる状況でした。なお、違反行為者は、重要事実の公表後、時間を掛けて全株売却し多額の売却益を得ていることが確認されています。

3. 上場会社の管理体制

内部者取引の対象となった上場会社の管理体制についても確認をしたところ、いずれも一定の社内規則が整備され、日本証券業協会が運営するJ-IRISSにも登録がなされていました。

しかしながら、(1)インサイダー取引の未然防止に係る研修が行われておらず、役職員が社内規則を十分に理解していないため、取引を行う際に必要な事前届出が行われていない、(2)未公表の重要事実等の情報を社外の関係者に伝達する際の取扱いが明確に定められていない、等の状況が認められていたことを踏まえると、さらに改善の余地があるのではないかと考えております。

【最後に】

証券監視委においては、毎年、不公正取引の未然防止の観点から「課徴金事例集」を作成・公表しておりますが、本年も8月に公表していますので、参考にして頂きたいと考えております。

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20140829.htm>)

証券市場の公正性・透明性を確保し、一般投資者が安心して取引を行える環境を整備するため、今後とも、不公正取引については厳正に調査を行い、違反行為に対しては課徴金納付命令勧告を的確に行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>